

障精発 0307 第 1 号
令和 6 年 3 月 7 日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

精神科病院における業務従事者による障害者虐待に関する公表事項について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 40 条の 7 及び精神保健及び障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）（以下「規則」という。）第 22 条の 2 の 2 の規定により定められている精神科病院における業務従事者による障害者虐待に関する公表事項の具体的内容については、下記のとおりとするので、公表の際にはご留意願いたい。

なお、今後、国は都道府県等（指定都市も含む。）に対して、上記事項及び法第 40 条の 8 に基づいた情報提供のご協力を依頼する予定（令和 7 年度に令和 6 年度分のデータ提供を依頼することを想定）としているのでご了承ください。

記

1. 「業務従事者による障害者虐待の状況」（法第 40 条の 7）とは以下の事項を指す。
 - （1）業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県等への通報件数（件）
 - （2）業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による都道府県等への届出件数（件）
 - （3）虐待の事実を認定した件数（件）
 - （4）認定した虐待の事実に係る被虐待者数（人）
 - （5）認定した虐待の種別・類型（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放棄・放置、経済的虐待）ごとの件数（件）

2.「業務従事者による障害者虐待があつた場合に採つた措置」(法第 40 条の 7)とは以下の事項を指す。

- (1) 業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数 (件)
- (2) 診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数 (件)
- (3) 職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数 (件)
- (4) 職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数 (件)
- (5) 指定医により、入院患者の診察を行った件数 (件)
- (6) 改善計画の提出を求めた件数 (件)
- (7) 提出された改善計画の変更を命じた件数 (件)
- (8) 必要な措置を採ることを命じた件数 (件) 及びその内容
- (9) (8) の命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した件数 (件)
- (10) 入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数 (件)

3.「虐待を行つた業務従事者の職種」(規則第 22 条の 2 の 2) は以下の事項を指す。

- 1 (4) の認定した虐待の事実に係る被虐待者に虐待を行つた業務従事者の主たる職種 (医師、看護師、准看護師、看護助手、保健師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師、医療事務、その他業務従事者、不明) ごとくの人数 (人)

以上